

議 案 目 録

令和3年(2021年)2月19日

番 号	件 名
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予算(第12号))
議案第 2 号	令和3年度(2021年度)彦根市一般会計予算
議案第 3 号	令和3年度(2021年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 4 号	令和3年度(2021年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算
議案第 5 号	令和3年度(2021年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 6 号	令和3年度(2021年度)彦根市介護保険事業特別会計予算
議案第 7 号	令和3年度(2021年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 8 号	令和3年度(2021年度)彦根市病院事業会計予算
議案第 9 号	令和3年度(2021年度)彦根市水道事業会計予算
議案第 10 号	令和3年度(2021年度)彦根市下水道事業会計予算
議案第 11 号	彦根市読書通帳で紡ぐ子どもの学ぶ力向上事業基金の設置、管理および処分に関する条例案
議案第 12 号	彦根市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 13 号	彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 14 号	彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 15 号	彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 16 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 17 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 18 号	彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第 19 号	彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
議案第 20 号	彦根市環境基本条例の一部を改正する条例案
議案第 21 号	彦根市火入れに関する条例等の一部を改正する条例案

議案第 22 号	市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて
報告第 1 号	損害賠償の額の決定について

議案第 11 号

彦根市読書通帳で紡ぐ子どもの学ぶ力向上事業基金の設置、管理および処分に関する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市読書通帳で紡ぐ子どもの学ぶ力向上事業基金の設置、管理および処分に関する条  
例

(設置)

第 1 条 読書通帳を契機に子どもの読書活動を推進し、もって子どもの確かな学力および豊かな  
心を育むため、彦根市読書通帳で紡ぐ子どもの学ぶ力向上事業基金(以下「基金」という。)  
を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)において定  
める額とする。

2 前条に規定する基金の設置の目的のために市が寄附金として受ける額は、予算に計上して、  
基金として積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しな  
ければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定  
めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

彦根市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。  
付則に次の見出しおよび 2 項を加える。

(給料の半減)

- 17 当分の間、第 27 条の規定にかかわらず、職員が負傷(公務上の負傷および通勤による負傷を除く。)もしくは疾病(公務上の疾病および通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、または疾病に係る就業禁止の措置(規則で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇または当該措置の開始の日から起算して 90 日(規則で定める場合にあっては、1 年を超えない範囲で規則で定める期間)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇または当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。
- 18 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 11 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の見出しおよび 3 項を加える。

(防疫作業等手当の特例)

2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、防疫作業等手当を支給する。この場合において、第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)から市民等の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命および健康を保護するために行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業またはこれに準ずる作業であって、規則で定めるもの

3 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の作業 3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市

長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)

(2) 前項第2号の作業 1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円)

4 同一の日において、付則第2項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は、支給しない。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第2項から第4項までの規定は、令和2年4月3日から適用する。

議案第 14 号

彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例(令和元年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める第 1 号会計年度任用職員の基本報酬の額は、任命権者が別に定める。

第 16 条を第 17 条とし、第 12 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(休職者の報酬および期末手当)

第 12 条 休職の期間中の第 1 号会計年度任用職員には、報酬および期末手当を支給しない。

(彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例(令和元年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める第 2 号会計年度任用職員の給料の額は、任命権者が別に定める。

第 10 条を第 11 条とし、第 6 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1



条を加える。

(休職者の給与)

第6条 休職の期間中の第2号会計年度任用職員には、給与を支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表(2)の項を次のように改める。

(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請または法第 18 条第 16 項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	18,000 円
(イ) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	27,000 円
(ウ) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	34,000 円
(エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	46,000 円
(オ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	67,000 円
(カ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	86,000 円
(キ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	150,000 円
(ク) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	190,000 円
(ケ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以内のもの	300,000 円

00 平方メートル以内のもの	
(コ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	570,000 円
イ 当該申請または通知に係る建築物が、建築物省エネ法第 12 条第 8 項(建築物省エネ法第 25 条第 1 項もしくは第 35 条第 8 項(建築物省エネ法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。))または都市低炭素化法第 10 条第 9 項もしくは第 54 条第 8 項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。)の規定に基づく法第 6 条第 1 項もしくは第 6 条の 2 第 1 項の確認済証の交付を受けた建築物または建築物省エネ法第 13 条第 9 項の規定に基づく法第 18 条第 3 項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(ク)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める金額を加算した金額
	(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 9,000 円
	(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 16,000 円
	(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 26,000 円
	(エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 77,000 円
	(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 123,000 円
	(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 155,000 円
	(キ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 194,000 円
	(ク) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの 271,000 円

第 3 条の 6 の表(1)の項を次のように改める。

(1) 都市低炭素化法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建	
-----------------------------------	--

建築物新築等計画の認定の申請(都市低炭素化法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料	
ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	231,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	512,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	627,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	738,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	840,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,043,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	116,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	147,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円(評価書面の添付が

方メートル未満のもの	なされたものにあつては、81,000円)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	359,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	419,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	540,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円)
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(7) 一戸建て住宅	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	45,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
(イ) 共同住宅または長屋住宅	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	121,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、188,

	000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,709,000 円(評価書面の添付がなされているものにあつては、283,000 円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額

第 3 条の 6 の表備考 1 中「「標準入力法」、「主要室入力法」および」を削る。

第 3 条の 7 の表(1)の項から(6)の項までを次のように改める。

(1) 建築物省エネ法第 12 条第 1 項もしくは第 2 項または建築物省エネ法第 13 条第 2 項もしくは第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	230,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	290,000 円
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	362,000 円
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	510,000 円
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	625,000 円
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	736,000 円
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	838,000 円
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,041,000 円
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	89,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	114,000 円
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	145,000 円

方メートル未満のもの	
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	230,000 円
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	298,000 円
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	357,000 円
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	417,000 円
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	538,000 円
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	26,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	33,000 円
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	45,000 円
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	102,000 円
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	149,000 円
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	183,000 円
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	226,000 円
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	311,000 円
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	21,000 円
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	28,000 円
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	40,000 円
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	95,000 円
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	142,000 円
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	175,000 円
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000	216,000 円

平方メートル未満のもの	
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	300,000 円
(2) 建築物省エネ法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(建築物省エネ法第 35 条第 2 項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料	
ア 建築物省エネ法第 34 条第 3 項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	230,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	290,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000 円)
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	362,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000 円)
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	510,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円)
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	625,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000 円)
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	736,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000 円)
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	838,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000 円)
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,041,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000 円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	89,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方	114,000 円(評価書面の添付が



メートル未満のもの	なされたものにあつては、18,000円)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	538,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円)
イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 一戸建て住宅	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	43,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	47,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
(イ) 共同住宅または長屋住宅	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	76,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)

	00 円)
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	532,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000 円)
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	934,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,707,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000 円)
ウ 申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額
(3) 建築物省エネ法第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(建築物省エネ法第 35 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額に、法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認の申請または法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査の手数料として第 3 条の規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 建築物省エネ法第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第 2 項において準用する建築物省エネ法第 35 条第 2 項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額(建築物省エネ法第 34 条第 2 項第 3 号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800 円)
(5) 建築物省エネ法第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第 2 項において準用する建築物省エネ法第 35 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料	(4)の項の規定により算定して得られる金額に、法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認の申請または法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査の手数料として第 3 条の規定により算定して得られる額を加算した金額
(6) 建築物省エネ法第 41 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料	

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	230,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	290,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000 円)
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	362,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000 円)
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	510,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円)
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	625,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000 円)
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	736,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000 円)
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	838,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000 円)
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,041,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000 円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	89,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	114,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000 円)
c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	145,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000 円)
d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	230,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円)
e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000	298,000 円(評価書面の添付が

平方メートル未満のもの	なされたものにあつては、123,000 円)
f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	357,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000 円)
g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	417,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000 円)
h 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	538,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000 円)
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき((イ)以外の場合)。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	43,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	47,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	76,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	195,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	276,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	532,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	934,000 円(評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000 円)

(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,707,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、282,000 円)
(イ) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき(モデル住宅法およびフロア入力法の評価による場合)。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	22,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,000 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,000 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	36,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	59,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、21,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	102,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、44,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	152,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、78,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	275,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、124,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	462,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、186,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	807,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、282,000 円)
(ウ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	22,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,000 円)

(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,000 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	36,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	59,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、21,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	102,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、44,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	152,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、78,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	275,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、124,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	462,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、186,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	807,000 円(評価書面の添付がなされたものにあっては、282,000 円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額

第 3 条の 7 の表備考 2 中「「標準入力法」、「主要室入力法」、」を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 23 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 38 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(次号および第 3 号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号および第 3 号において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第 2 号および第 3 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。



付則第 6 項中「地方税法第 313 条第 3 項」との次に「、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」と」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市国民健康保険条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 18 号

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例

彦根市介護保険条例(平成 12 年彦根市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 介護認定審査会(第 6 条・第 7 条)」を「第 2 章 介護認定審査会(第 6 条  
第 2 章の 2 保険給付(第 7 条の  
・第 7 条)  
2・第 7 条の 3)」に改める。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 保険給付

(市町村特別給付)

第 7 条の 2 市は、市町村特別給付として、おむつ等購入費の支給を行う。

(規則への委任)

第 7 条の 3 前条に定めるもののほか、市町村特別給付に関して必要な事項は、規則で定める。

第 10 条第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「31,644 円」を「32,400 円」に改め、同項第 2 号中「49,224 円」を「50,400 円」に改め、同項第 3 号中「52,740 円」を「54,000 円」に改め、同項第 4 号中「63,288 円」を「64,800 円」に改め、同項第 5 号中「70,320 円」を「72,000 円」に改め、同項第 6 号中「84,384 円」を「86,400 円」に改め、同号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同項第 7 号中「91,416 円」を「93,600 円」に改め、同号ア中「2,000,000 円」を「2,100,000 円」に改め、同項第 8 号中「105,480 円」を「108,000 円」に改め、同号ア中「3,000,000 円」を「3,200,000 円」に改め、同項第 9 号中「108,996 円」を「111,600 円」に改め、同項第 10 号中「119,544 円」を「122,400 円」に改め、同項第 11 号中「133,60

8 円」を「136,800 円」に改め、同項第 12 号中「147,672 円」を「151,200 円」に改め、同項第 13 号中「161,736 円」を「165,600 円」に改める。

付則第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第 10 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得または同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 10 条第 1 項(同項第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号アおよび第 12 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得および同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額および同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 100,000 円を控除して得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

付 則

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 10 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 19 号

彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 運営に関する基準(第 197 条―第 203 条)」を「第 4 節 運営に関する基準(第 197 条―第 203 条) 第 10 章 雑則(第 204 条)」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条第 5 項第 1 号中「第 152 条第 12 項」を「第 48 条第 4 項第 1 号および第 152 条第 12 項」に改め、同項第 2 号中「をいう」の次に「。第 48 条第 4 項第 2 号において同じ」を加え、同項第 3 号中「をいう」の次に「。第 48 条第 4 項第 3 号において同じ」を加え、同項第 4 号

中「をいう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「第65条第1項」を「第48条第4項第5号、第65条第1項」に改め、同項第6号中「第65条第1項」を「第48条第4項第6号、第65条第1項」に改め、同項第7号中「第65条第1項」を「第48条第4項第7号、第65条第1項」に改め、同項第8号中「第5章から第8章まで」を「第48条第4項第8号および第5章から第8章まで」に改める。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条第5項を次のように改める。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以

上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第 35 条に次の 1 項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 40 条第 1 項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者またはその家族(以下この項、第 60 条の 17 第 1 項および第 88 条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。)を含む。))」を加える。

第 41 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 41 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 48 条第 1 項第 1 号中「専ら」および「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第 2 号中「とする。」を削り、同項第 3 号中「専ら」および「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の 5 項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げる施設等のいずれかがある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (6) 指定地域密着型特定施設
  - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (9) 指定介護老人福祉施設
  - (10) 介護老人保健施設
  - (11) 指定介護療養型医療施設
  - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文および前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 57 条第 2 項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所または指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な」に改め、「支障がないときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。

第 57 条第 5 項を次のように改める。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 58 条に次の 1 項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 60 条中「第 34 条から第 39 条まで、第 41 条および第 42 条」を「第 33 条の 2 から第 39 条までおよび第 41 条から第 42 条まで」に改め、「第 20 条」の次に「、第 33 条の 2 第 2 項」を加え、「第 34 条第 1 項および第 35 条」を「第 34 条第 1 項ならびに第 3 項第 1 号および第 3 号、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号」に改める。

第 60 条の 12 中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 60 条の 13 第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令



で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 60 条の 13 第 4 項を次のように改める。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 60 条の 15 中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 60 条の 16 第 2 項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第 60 条の 17 第 1 項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。))を含む。)」を加える。

第 60 条の 20 中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 35 条から第 39 条まで」の次に「、第 41 条の 2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第 60 条の 20 の 3 中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 35 条から第 39 条まで」の次に「、第 41 条の 2」を加え、「準用する第 35 条」を「準用する第 35 条第 1 項」に、「と、第 35 条」を「と、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号お

よび第 3 号」に、「および第 60 条の 10 第 5 項」を「、第 60 条の 10 第 5 項、第 60 条の 13 第 3 項および第 4 項ならびに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号および第 3 号」に改める。

第 60 条の 34 中「次に」を「、次に」に改め、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 60 条の 36 第 1 項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を利用して行うものを含む。)」を加える。

第 60 条の 38 前段中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 35 条から第 39 条まで」の次に「、第 41 条の 2」を加え、同条後段中「第 35 条」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第 60 条の 13 第 3 項」を「第 60 条の 13 第 3 項および第 4 項ならびに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号および第 3 号」に改める。

第 65 条第 1 項中「または施設」の次に「(第 67 条第 1 項ただし書において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 66 条第 2 項中「第 83 条第 7 項」の次に「、第 111 条第 9 項」を加える。

第 67 条第 1 項ただし書中「または」を「もしくは」に改め、「従事すること」の次に「、または当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること」を加える。

第 74 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 81 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 35 条から第 39 条まで」の次に「、第 41 条の 2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第 60 条の 13 第 3 項および第 4 項ならびに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号および第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 83 条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所または指定認知症対応型通

所介護事業所」に改める。

第 84 条第 3 項中「第 112 条第 2 項」を「第 112 条第 3 項」に改める。

第 88 条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。)を含む。)」を加える。

第 101 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 102 条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市の作成した介護保険事業計画(法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 109 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を加え、「第 41 条、第 42 条」を「第 41 条から第 42 条まで」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 60 条の 13 第 3 項」を「第 60 条の 13 第 3 項および第 4 項ならびに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号および第 3 号」に改める。

第 111 条第 1 項中「を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所

ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「1または2」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1または2)」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価  
第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看

護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条第4項を次のように改める。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条第5項を次のように改める。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第

41 条から第 42 条まで」に改め、同条後段中「第 35 条」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号」に改め、「第 7 章第 4 節」との次に「、第 60 条の 16 第 2 項第 1 号および第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 152 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士または管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士または管理栄養士を置かないことができる。

第 152 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「または管理栄養士」を加え、同条第 3 項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 152 条第 8 項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第 1 号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士」に改め、同項第 2 号から第 4 号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同条第 13 項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

第 158 条第 6 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第 159 条第 6 項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者またはその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得たときに限る。)を含む。)」を加える。

第 164 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第 164 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第 164 条の 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の<sup>くわう</sup>口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 169 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 170 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 170 条第 4 項を次のように改める。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 172 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第 176 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 178 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条」の次に「、第 41 条の 2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 181 条第 1 項第 1 号ア(イ)ただし書中「おおむね 10 人以下としなければならない」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

第 183 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第 187 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 188 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 188 条第 5 項を次のように改める。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 190 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条」の次に「、第 41 条の 2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 192 条第 11 項ただし書中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

第 203 条前段中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を加え、「第 41 条、第 42 条」を「第 41 条から第 42 条まで」に改め、同条後段中「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項ならびに第 41 条の 2 第 1 号および第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 60 条の 13」を「第 60 条の 13 第 3 項および第 4 項ならびに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号および第 3 号」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

## 第 10 章 雑則

(電磁的記録等)

第 204 条 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識する



ことができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項および第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第88条―第91条)」を「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第88条―第91条) 第5章 雑則(第92条)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「または施設」の次に「(第11条第1項ただし書において「本体事業所等」

という。)」を加える。

第 10 条第 2 項中「第 45 条第 7 項」の次に「および第 72 条第 9 項」を加える。

第 11 条第 1 項ただし書中「または」を「もしくは」に改め、「従事すること」の次に「、または当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事すること」を加える。

第 28 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 29 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。  
第 29 条第 4 項を次のように改める。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 29 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 31 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地

域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 32 条第 2 項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 38 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

- 第 38 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 40 条第 1 項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者またはその家族(以下この項および第 50 条において「利用者等」という。))が参加する場合にあって

は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。)を含む。))」を加える。

第 45 条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所または指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第 7 項中「行うもの(以下)」の次に「この章において」を加える。

第 46 条第 3 項中「第 73 条第 2 項」を「第 73 条第 3 項」に改める。

第 50 条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。)を含む。))」を加える。

第 58 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 59 条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市の作成した介護保険事業計画(法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 66 条中「第 29 条」の次に「、第 29 条の 2」を加え、「第 32 条から第 37 条までおよび第 38 条(第 4 項を除く。)から第 40 条まで」を「第 32 条から第 40 条まで(第 38 条第 4 項を除く。))」に、「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「、同項、第 29 条第 3 項および第 4 項、第 29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号および第 3 号、第 33 条第 1 項ならびに第 38 条の 2 第 1 号および第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」に改め、「、第 29 条第 3 項および第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第 72 条第 1 項中「除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「1または2」を「1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1または2)」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 82 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 82 条第 4 項を次のように改める。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 87 条前段中「第 27 条」の次に「、第 29 条の 2」を加え、「第 37 条、第 38 条(第 4 項を除く。)、第 39 条、第 40 条」を「第 37 条から第 40 条まで(第 38 条第 4 項および第 40 条第 5 項を除く。)」に改め、同条後段中「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「、同項、第 29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号および第 3 号、第 33 条第 1 項ならびに第 38 条の 2 第 1 号および第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」に改め、「、第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第 88 条第 2 項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第 40 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の 1 章を加える。

## 第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

第 92 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第 15 条第 1 項(第 66 条および第 87 条において準用する場合を含む。))および第 77 条第 1 項ならびに次項に規定する

ものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年彦根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)」を「第6章 基準該当  
第7章 雑則(第3  
介護予防支援に関する基準(第35条)  
6条)」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条第4項を次のように改める。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テ



テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者またはその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。)を含む。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

## 第7章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)および第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者および指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(平成30年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)」を「第5章 基準該当

居宅介護支援に関する基準(第 33 条) 4 条) に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条第 2 項中「できること」の次に「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第 16 条第 9 号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うもの(利用者またはその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。)を含む。)」を加え、同条第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(20)の 2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費および特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合および訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 18 号の 3 に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第 21 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 22 条第 4 項を次のように改める。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 to 実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第 24 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的 to 実施すること。

第 25 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 30 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の 1 章を加える。

## 第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第 34 条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第 10 条(第 33 条において準用する場合を含む。))および第 16 条第 27 号(第 33 条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中彦根市指定居宅介護支援等

の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例第 16 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準等条例」という。)第 41 条の 2(新地域密着型サービス基準等条例第 60 条、第 60 条の 20、第 60 条の 20 の 3、第 60 条の 38、第 81 条、第 109 条、第 129 条、第 150 条、第 178 条、第 190 条および第 203 条において準用する場合を含む。)、第 2 条の規定による改正後の彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。)第 38 条の 2(新地域密着型介護予防サービス基準等条例第 66 条および第 87 条において準用する場合を含む。)、第 3 条の規定による改正後の彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準等条例」という。)第 29 条の 2(新指定介護予防支援等基準等条例第 35 条において準用する場合を含む。)および第 4 条の規定による改正後の彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準等条例」という。)第 30 条の 2(新指定居宅介護支援等基準等条例第 33 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準等条例第 32 条、第 56 条、第 60 条の 12(新地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 20 の 3 において準用する場合を含む。)、第 60 条の 34、第 74 条、第 101 条(新地域密着型サービス基準等条例第 203 条において準用する場合を含む。)、第 123 条、第 146 条、第 169 条および第 187 条、新地域密着型介護予防サービス基準等条例第 28 条、第 58 条および第 81 条、新指定介護予防支援等基準等条例第 20 条(新指定介護予防支援等基準等条例第 35 条において準用する場合を含む。)ならびに新指定居宅介護支援等基準等条例第 21 条(新指定居宅介護支援等基準等条例第 33 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第33条の2(新地域密着型サービス基準等条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準等条例第29条の2(新地域密着型介護予防サービス基準等条例第66条および第87条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準等条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準等条例第35条において準用する場合を含む。)ならびに新指定居宅介護支援等基準等条例第22条の2(新指定居宅介護支援等基準等条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(地域密着型サービス事業者等における感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第34条第3項(新地域密着型サービス基準等条例第60条において準用する場合を含む。)および第60条の16第2項(新地域密着型サービス基準等条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条および第203条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準等条例第32条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準等条例第66条および第87条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準等条例第23条の2(新指定介護予防支援等基準等条例第35条において準用する場合を含む。)ならびに新指定居宅介護支援等基準等条例第24条の2(新指定居宅介護支援等基準等条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第60条の13第3項(新地域密着型サービス基準等条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条および第203条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項および第188条第4項ならびに新地域密着型介護予防サービス基準等条例第29条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準等条例第66条において準用する場合を含む。)および第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 施行日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項第 1 号ア(イ)の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準等条例第 152 条第 1 項第 3 号アおよび第 188 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間および深夜を含めた介護職員ならびに看護師および准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室または病室(以下この項において「居室等」という。)であって、第 1 条の規定による改正前の彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例第 181 条第 1 項第 1 号ア(ウ) b の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

8 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第 164 条の 2(新地域密着型サービス基準等条例第 190 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第 164 条の 3(新地域密着型サービス基準等条例第 190 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止および発生時の対応に係る経過措置)

10 施行日から起算して 6 月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第 176 条第 1 項(新地域密着型サービス基準等条例第 190 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第 1 号から第 3 号までに定める措置を講ずるとともに、次の第 4 号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防およびまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

11 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第 172 条第 2 項第 3 号(新地域密着型サービス基準等条例第 190 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者または職員に対し、感染症お

よび食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。



議案第 20 号

彦根市環境基本条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市環境基本条例の一部を改正する条例

彦根市環境基本条例(平成 11 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第 29 条」を削り、「第 30 条―第 33 条」を「第 27 条―第 30 条」に改める。

第 25 条第 1 項中「、市の区域における良好な環境の保全と創出に関し基本的事項を調査審議するため」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市の区域における良好な環境の保全と創出に関し、基本的事項を調査審議すること。

(2) 環境基本計画に基づき実施される施策等に関し、その成果および実施状況について、市民参画の下で評価検討を行うこと。

第 25 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項第 4 号を次のように改める。

(4) 市民、市民団体および事業者

第 25 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 公募により選定する者

第 25 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長は、前項の規定による意見を聴いたときは、その内容を尊重して適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 26 条の見出しを削る。

第 27 条から第 29 条までを削る。

第 6 章中第 30 条を第 27 条とし、第 31 条から第 33 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

彦根市火入れに関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市火入れに関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市火入れに関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市火入れに関する条例(昭和 59 年彦根市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、「部分林」を「分収林」に改める。

(彦根市旅館等建築規制に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市旅館等建築規制に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「場所」の次に「、申出者、出席者」を加え、「記載し、申出者および出席した地域住民または代表者の記名押印のあるもの」を「記載したもの」に改める。

(彦根市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「印」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

下記のとおり市道路線の廃止および認定をすることにつき、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項および第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 廃止

番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
477	中藪団地 9 号線	彦根市中藪一丁目字岩原 150 番 2	彦根市中藪一丁目字岩原 150 番 49	
756	西今松田団地 21 号線	彦根市西今町字大沢 990 番 32	彦根市西今町字大沢 990 番 49	
804	大藪団地 28 号線	彦根市大藪町字寺地 2636 番 1	彦根市大藪町字大柳 2206 番	
1665	彦富団地 10 号線	彦根市彦富町字下甲田 358 番 2	彦根市彦富町字下甲田 363 番 7	

2 認定

番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
477	中藪団地 9 号線	彦根市中藪一丁目字岩原 150 番 2	彦根市中藪一丁目字岩原 107 番 19	
756	西今松田団地 21 号線	彦根市西今町字大沢 990 番 32	彦根市西今町字丸井 995 番	

804	大藪団地 28 号線	彦根市大藪町字治部泥海 2622 番 3	彦根市大藪町字大柳 2206 番	
1665	彦富団地 10 号線	彦根市彦富町字下甲田 358 番 4	彦根市彦富町字下甲田 363 番 7	
2155	鳥居本団地 20 号線	彦根市鳥居本町字狼谷 1080 番 31	彦根市鳥居本町字狼谷 1080 番 43	
2156	中藪団地 10 号線	彦根市中藪一丁目字岩原 107 番 13	彦根市中藪一丁目字岩原 107 番 2	
3479	大藪団地 73 号線	彦根市長曾根南町字野神 296 番 3	彦根市長曾根南町字野神 293 番 11	
3480	大堀町長田 2 号線	彦根市大堀町字廣長 907 番 30	彦根市大堀町字長田 910 番 15	
3481	大堀町長田 3 号線	彦根市大堀町字長田 907 番 21	彦根市大堀町字長田 910 番 11	
3482	平田町一ツ屋 3 号線	彦根市平田町字一ツ屋 320 番 5	彦根市平田町字一ツ屋 312 番 1	
3483	西今町小橋ヶ板 3 号線	彦根市西今町字小橋ヶ板 302 番 1	彦根市西今町字小橋ヶ板 302 番 7	
3484	高宮町上西川原線	彦根市高宮町字葛原 2026 番 34	彦根市高宮町字上西川原 2171 番 1	
4207	南川瀬町茶塚 2 号線	彦根市南川瀬町字茶塚 705 番 3	彦根市南川瀬町字東野 719 番 1	
4208	八坂町 21 号線	彦根市八坂町字北村 3055 番 2	彦根市八坂町字北村 3055 番 6	

報告第 1 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)2 月 19 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 2 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年(2021 年)1 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 48,037 円を支払う。

3 事案の概要

令和 2 年 12 月 4 日午前 11 時 43 分頃、彦根市○○○○○○○○地先の市道野瀬町中ノ町 1 号線において、ごみの集積所に向けて後退した公用車が、相手方の所有するアパートの敷地内に設置されたフェンスに接触したことにより、当該フェンスが損傷したもの